

大阪 K-ABC 研究会会則

1. 名称

本会は、「大阪 K-ABC 研究会」と称する。

2. 事務局

本会の本部事務局は、

〒635-0083 奈良県大和高田市永和町 9-1 盛永政和宅に置く。

電話・FAX 0745-60-4010

大阪 K-ABC 研究会 ホームページ <http://www.osaka-kabc.com/>

メールアドレス osaka.kabc@gmail.com

に置く。

3. 目的

本会の目的は、以下である。

- (1) 日本版 K-ABC 心理・教育アセスメントバッテリー (K-ABC、KABC-II) の理論、実施方法、診断方法、利用方法等について会員相互の研究交流を行うことを目的とする。
- (2) 子どもの知的能力を総合的に評価し、子どもの長所を生かす教育と指導実践を啓発することを目的とする。

4. 事業

本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

(1) 研究会の開催

- ・技術講習会
- ・事例研究会
- ・講演会等

(2) 啓発活動

- ・活動案内の発行・宣伝
- ・KABC-II 検査器具の貸し出し

(3) その他

- ・日本 K-ABC アセスメント学会への参加
- ・KABC-II ベーシック講習会の実施
- ・KABC-II 初級検査者資格申請に際しての人物確認書の記入（条件を満たす場合のみ）。

5. 会員

本会の目的に賛同し、検査者としての倫理を守れるもの。

6. 入会・会費

(1) 会員は、年会費を 1,000 円とし、原則 3 年毎に一括納入するものとする。ただし、途中脱会の場合の払い戻しはできないものとする。

(2) 会員は、講習会 1 日につき 3,000 円程度をその都度納入する。

(3) 会員の資格は総会年度ごとに更新するものとする。会員は、その年度の会費を納入しなければならない。

7. 退会・会員資格の喪失

- (1) 会員は、研究会 HP より退会の意思を示すことにより、任意に退会することができる。
- (2) 2年以上会費等を滞納したとき、会員資格を喪失するものとする。

8. 組織・運営

- (1) 本会は、会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名、事務局長1名、研究主任1名、総務主任1名、常任アドバイザー2名、事務局員若干名をもって組織し、運営する。
- (2) 会長は、総会で承認する。任期は3年で、再任を妨げない。
- (3) 本会は、2002年5月をもって発足する。
- (4) この会則は2004年8月1日より施行する。
- (5) この会則は2013年4月1日から改正・施行する。
- (6) この会則は2016年4月1日から改正・施行する。
- (7) この会則は2019年4月1日から改正・施行する。

9. 会則の改正は総会において正会員の2/3以上の賛成をもって決する。